

令和９年度以降の空き家対策業務の実施体制について

１ 現状及び目的

現在、空き家対策については、建設課と企画振興課が中心となり、関係課の協力のもと、各種事業を実施しています。建設課においては、空家等対策計画の策定と進捗管理及び特定空家等の管理不全な空き家を対象とした助言指導を行っています。また、企画振興課においては、空き家相談会や空き家バンク等の事業により空き家が管理不全となる前に活用を図る事業を実施しています。

市民サービスの向上を図ることを目的とし、令和９年度より、企画振興課における空き家対策業務を建設課へ移管することにより、空き家対策業務の中心を建設課において担うための検討を進めています。

２ 企画振興課から建設課へ移管する主な業務内容

- (１) 空き家相談会の開催（年２回、５月及び２月）
- (２) 空き家バンクの運営（信州うえだ移住支援センターへの委託業務）
- (３) 空き家リフォーム補助金及び片付け事業補助金の交付事務
- (４) 地域づくり協議会が主催する空き家相談会・セミナーへの協力（セミナーや懇談会、ハンティングツアー等）
- (５) 空き家実態調査（令和９年度：祢津地区・和地区）及び活用意向アンケートの実施
- (６) 空家等管理活用支援法人の指定

【参考】東御市空家等対策計画 第2版 (P.5)

(1) 関係する部署

(別表5)

区 分	内 容	担当及び関係する課
適切な管理に 関すること	管理不全な空家等に関する相談	生活環境課
	管理不全な空家等の調査、 助言・指導	建設課 生活環境課
	地域との情報共有、連携協力	地域づくり支援室課
	高齢者等への総合的支援	福祉課
	空家等所有者に関する 固定資産税情報提供	税務課 市民税務課
	特定空家等の調査・認定	建設課
	特定空家等の措置 (助言・指導、勧告、命令、 行政代執行等)	建設課
	勧告に伴う固定資産税等の 住宅用地特例の除外	税務課市民税務課
利活用に 関すること	空き家バンクの運用	企画振興課 建設課
	移住・定住に関する相談	企画振興課
	空家・空店舗等を活用した 観光・まちづくり相談	企画振興課 建設課 商工観光課
	空家及び跡地活用事業	空家を活用する課等
計画策定等に 関すること	空家等データベース整備	企画振興課 建設課
	東御市空家等対策庁内検討委員会 設置・運営	企画振興課 建設課
	東御市空家等対策協議会 設置・運営	企画振興課 建設課
	東御市空家等対策計画作成及び変更	建設課